

平成25年度 第23回庁議要旨

日時：平成26年3月10日（月）
午前9時00分～
会場：庁議室

[審議事項]

1 石巻市夜間急患センター再建基本計画の策定について（健康部） －継続審議－

2 石巻市森林整備計画の策定について（産業部）

森林法に基づき、市町村は10年を1期とし、5年ごとに森林整備計画を策定するもので、平成21年4月1日からの計画策定後5年の期間が経過したことから、石巻市森林整備計画を策定するもの。

(1) 主な内容

- ア 伐採、造林、間伐、保育その森林の整備に関する基本的な事項
- イ 森林整備の方法に関する基本方針
- ウ 森林病虫害の駆除や予防の方法
- エ 森林の保健機能の増進に関する事項
- オ その他森林の整備のために必要な事項

※ 内容は、国（全国森林整備計画）・県（宮城県北部森林整備計画）が策定した計画に即したものとなる。

(2) 今後の予定

- ア 平成26年3月 公告・縦覧
- イ 同 年4月 告示予定

3 学校給食費の滞納整理について（教育委員会）

学校給食費滞納額の累積額が年々増加し、昨年9月から震災後初めて滞納者への催告や訪問徴収等を再開した。悪質な滞納者に対しては法的措置として支払督促の申立てをし、訴訟への移行も見込まれる状況であり、今後、この事務の更なる加速化を要するが、現状では事務取扱の指針となるものがないことから、その滞納整理等の指針となる要綱を制定し、円滑かつ適法な債権回収を図ろうとするもの。

(1) 主な内容

実際の事務処理の流れに沿って、先ず、未納学校給食費の督促、催告、納付指導、訪問徴収、分割納付誓約等の取扱いの指針となる事項を規定。

次に法的措置（支払督促、訴訟、和解、強制執行）、和解契約等に関する事項を規定しているほか、債権回収の努力義務その他の事項を規定。

- ア 学校給食費の特性から、督促や催告は市長と学校長の連名で行う。
- イ 催告に応じない者に対して、学校管理課及び学校給食センター職員が訪問指導、訪問徴収を行う。
- ウ 催告等をしてでも納付しない者、納付誓約しても納付しない者等を法的措置対象者として選定する。ただし、生活保護世帯又はこれに準ずる困窮世帯で、今後就労で

- きる者がなく、当分の間、困窮から脱却できない者等は法的措置対象者としな
エ 訴訟前和解や和解契約（強制執行認諾文付に限る。）も事案によっては活用してい
く。
オ 和解契約の場合の分割納付を、原則として2年以内の完納を条件として認める。
カ 督促、納付、債務の承認その他の行為に伴う時効の起算、中断、延長等の状況を
把握し、常に適法な債権回収に努める義務を明記。
キ 地方自治法の規定による期限の延伸について、対象者を具体的に規定。
ク その他
(2) 今後の予定
ア 石巻市学校給食費滞納整理等実施要綱の制定及び石巻市教育委員会の組織規則の
一部改正
イ 施行予定年月日 平成26年4月1日

[その他]

1 追悼式への市幹部職員の参列について（総務部）

「東日本大震災石巻市追悼式」が次のとおり開催されることとなった旨、総務部長か
ら報告があり、参列について依頼があった。

- (1) 日時 平成26年3月11日(火) 午後2時30分～午後4時
- (2) 場所 河北総合センター

2 復興交付金配分額一覧（第8回申請時点）について（復興政策部）

復興交付金配分額（第8回申請時点）について、復興政策課長から報告があった。

以上